舟橋村選挙管理委員会告示第30号

選挙運動に関する支出金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条の規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村長選挙における選挙運動における選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

舟橋村長候補者1人につき　　1,585,300円